



法人成りについて

個人事業が軌道に乗りもっと事業を拡大していきたい、節税したい、あるいは新たな事業展開したいとお考えの場合、法人成りを検討されることもあるかと思います。そこで今回は、法人成りの際のポイントをお伝えします。

【個人事業と法人の違い】

個人事業と法人の主な違い		
	個人事業	法人
設立手続き	届出の提出のみ	定款作成や登記のために費用と時間がかかる
会計処理	単式簿記でも可能	複式簿記
青色申告特別控除	10万円控除 又は 65万円控除	なし
欠損金	発生から3年まで繰越可能	発生から10年まで繰越可能
減価償却	強制償却	任意償却
経営者の給料	事業主の給料は経費計上できない	役員報酬を経費計上できる(一定の規定あり)
退職金	事業主の退職金を出す事はできない	経営者にも退職金を出す事ができる
生命保険料	必要経費にできない	商品によって経費計上できる
交際費	事業の為のものはすべて必要経費にできる	年800万円まで経費として計上できる
決算日	12月31日	自由に設定できる
決算申告期日	所得税：翌年3/15 消費税：翌年3/31	法人税・消費税ともに決算日から2か月以内
最高税率	55%	34%
赤字時の税金	なし	均等割が必ず発生する
社会保険	5人未満の事業所は加入義務なし	加入義務あり

【実効税率の比較】

個人は超過累進税率、法人は基本的に税率が一定になります。そのため、所得が大きくなるほど法人の方が有利になります。

課税所得	個人	法人
～400万円	20%	21%
～800万円	26%	23%
～4,000万円	44%	34%

※個人は所得税と住民税10%、事業税5%を前提

※法人は資本金1億円以下の中小法人を前提

【社会保険の加入】

法人であれば従業員（役員も含む）が1人でもいると健康保険（社会保険）への加入が必要です。

国民健康保険と健康保険で次の様な違いがあります。

	国民健康保険	健康保険
対象者	個人事業主や農業従事者等	会社員やその扶養家族等
保険料計算	前年の所得に応じて都道府県が計算	給与額に応じて勤務先が計算
扶養制度	加入人数分だけ保険料が発生する	被扶養者の保険料はかからない(要件あり)
傷病手当金や出産手当金	ない場合が多い	ある場合が多い

【消費税に関して】

個人事業・法人問わず、消費税は①～③のいずれかの要件を満たす場合に課税事業者となります。

消費税課税の判定要件
①基準期間の課税売上高が1,000万円を超える場合
②特定期間の課税売上高又は給与支給額が1,000万円を超える場合
③新設法人で資本金が1,000万円以上の場合

※基準期間：法人…その事業年度の前々年。
個人…その年の前々年。

※特定期間：法人…前事業年度開始の日以降6か月。
個人…前年の1/1～6/30。

消費税の納税義務の判定は事業者単位で行われます。個人事業主が法人成りした場合は、その新設した法人には基準期間が存在しないため、②～③の要件を満たさなければ免税事業者となります。

ただし、2023年10月1日から始まるインボイス制度に登録する場合は、課税事業者になるため消費税を納める必要があります。

【まとめ】

法人成りをする事で、税金の面で有利になる可能性があります。

法人成りをお考えの方は、ぜひ税理士等にご相談ください。